

労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案について

雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課

1 改正概要

女性活躍加速のための重点方針 2015（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、「民間企業において女性の管理職としての中途採用が行いやすくなるよう、現行の労働法令等の解釈・運用の在り方を見直す」と盛り込まれたところ。

本告示案は、同重点方針に基づき、労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成 18 年厚生労働省告示第 614 号。以下「指針」という。）を以下のとおり改正するもの。

募集・採用について法違反とはならない場合の事例の追加（指針第 2 関係）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「法」という。）第 8 条により、募集・採用について男性と比較して女性に有利な取扱いをすることが法違反とならない場合（ポジティブ・アクションとして認められる場合）として、「女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない『雇用管理区分』における募集又は採用」に加え、「女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない『役職』についての募集又は採用」を定める。

2 根拠法令

法第 10 条第 1 項

3 適用日

適用日 公布日（予定）